(ii)　当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、出力を増加させる変更であって増加後の出力が二千キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）

(2)　当該設備に係る調達期間の起算日

以後における出力の変更の認定（出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であって増加後の出力が二千キロワット以上となる変更の認定を除く。）

(3)　当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(1)及び(2)に掲げる変更の認定並びに合計出力を減少させる変更であって当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更又は合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）

(4)　当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電気的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

ロ　当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者（みなし認定事業者を除く。以下この項において同じ。）に係るものである場合における次に掲げる変更の認定

(ii)　当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定

(2)　当該設備に係る調達期間の起算日

以後の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合を除く。）の認定に限る。）

［新設］

ロ　当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者（みなし認定事業者を除く。以下この項において同じ。）に係るものである場合における次に掲げる変更の認定

(1)　当該設備に係る調達期間の起算日

前における出力の変更の認定（出力を減少させる変更である場合、出力を増加させる変更であって増加後の出力が二千キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）

(2)　当該設備に係る調達期間の起算日

以後における出力の変更の認定（出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であって増加後の出力が二千キロワット以上となる変更の認定を除く。）

(3)　当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(1)及び(2)に掲げる変更の認定並びに合計出力を減少させる変更であって当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更又は合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）

(4)　当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電気的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

［新設］

表

［略］

備考　表中の「　」の記載は注記である。

(1)　当該設備に係る調達期間の起算日

前の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定に限る。）

(2)　当該設備に係る調達期間の起算日

以後の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合を除く。）の認定に限る。）

［新設］

表

［略］

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○東北地方整備局告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月三十一日から二週間東北地方整備局及び同局三陸国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月三十一日

東北地方整備局長　津田　修一